

○重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）（抄）（本則関係）	1
○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）（附則第六条関係）	27
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第七条関係）	30

○重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）（抄）（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査並びに利用及び取得の規制等に関する法律 目次 第一章～第四章（略） 第五章 規制区域（第十四条―第二十三条） 第六章 土地等利用状況等審議会（第二十四条―第三十条） 第七章 雑則（第三十一条―第三十六条） 第八章 罰則（第三十七条―第四十一条） 附則 （目的） 第一条 この法律は、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定、注視区域、特別注視区域及び規制区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等の所有権の移転の届出、規制区域内にある土地等の所有権の移転の許可、当該土地等の使用収	重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律 目次 第一章～第四章（略） （新設） 第五章 土地等利用状況審議会（第十四条―第二十条） 第六章 雑則（第二十一条―第二十四条） 第七章 罰則（第二十五条―第二十八条） 附則 （目的） 第一条 この法律は、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等に係る契約の届出等の措置について定め、もって国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び

益権の設定等の届出等の措置について定め、もって国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に寄与することを目的とする。

(定義等)

第二条 (略)

2 この法律において「重要施設」とは、次に掲げる施設をいう。

一 皇居

二 国会議事堂

三 内閣総理大臣官邸

四 危機管理(国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。第四項第二号において同じ。)に関する機能を担う国の行政機関

で政令で定めるものの庁舎(内閣総理大臣官邸を除く。同号及び第二

十四条第二項第一号において「危機管理行政機関の庁舎」という。)

五 自衛隊の施設並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び

安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域(第四項第三

号及び第十四条第一項第一号において「防衛関係施設」という。)

六 (略)

七 国民生活に関連を有する施設であつて、その機能を阻害する行為が行われた場合に国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると認められるもので政令で定めるもの(第四項第五号及び第

安全保障に寄与することを目的とする。

(定義等)

第二条 (略)

2 この法律において「重要施設」とは、次に掲げる施設をいう。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

一 自衛隊の施設並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び

安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域(第四項第一

号において「防衛関係施設」という。)

二 (略)

三 国民生活に関連を有する施設であつて、その機能を阻害する行為が行われた場合に国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると認められるもので政令で定めるもの(第四項第三号及び第

二十四条第二項第一号において「生活関連施設」という。）

3 この法律において「国境離島等」とは、次に掲げる離島をいう。

- 一 領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第一条第一項の海域の限界を画する基礎となる基線（同法第二条第一項に規定する基線をいい、同項の直線基線の基点を含む。）を有する離島（第五項第一号及び第十四条第一項第二号において「国境離島」という。）

二（略）

4 この法律において「施設機能」とは、次に掲げる機能をいう。

- 一 皇居、国会議事堂又は内閣総理大臣官邸の国の中枢としての機能

- 二 危機管理行政機関の庁舎の危機管理に関する機能

三（略）

5 この法律において「離島機能」とは、次に掲げる機能をいう。

- 一 国境離島の領海及び接続水域に関する法律第一条第一項の海域又は排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第一条第二項の海域若しくは同法第二条第一号の海域の限界を画する基礎としての機能（以下「国境離島機能」という。）

二（略）

6 内閣総理大臣は、第二項第四号及び第七号の政令又は改廃の立案をするときは、あらかじめ、土地等利用状況等審議会の意見を聴かなければならない。

第四条（略）

十四条第二項第一号において「生活関連施設」という。）

3 この法律において「国境離島等」とは、次に掲げる離島をいう。

- 一 領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第一条第一項の海域の限界を画する基礎となる基線（同法第二条第一項に規定する基線をいい、同項の直線基線の基点を含む。）を有する離島

二（略）

4 この法律において「施設機能」とは、次に掲げる機能をいう。

- （新設）

- （新設）

一（略）

5 この法律において「離島機能」とは、次に掲げる機能をいう。

- 一 第三項第一号に掲げる離島の領海及び接続水域に関する法律第一条第一項の海域又は排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第一条第二項の海域若しくは同法第二条第一号の海域の限界を画する基礎としての機能

二（略）

6 内閣総理大臣は、第二項第三号の政令の制定又は改廃の立案をするときは、あらかじめ、土地等利用状況審議会の意見を聴かなければならない。

第四条（略）

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

二 注視区域、特別注視区域及び規制区域の指定に関する基本的な事項
(当該指定に関し経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。)

三・四 (略)

五 規制区域内にある土地等の所有権の移転の許可並びに第十八条第二

項及び第十九条第二項の規定による命令に関する基本的な事項

六 (略)

3 5 (略)

(注視区域の指定)

第五条 内閣総理大臣は、重要施設の敷地の周囲おおむね千メートルの区域(一棟の建物の一部が重要施設である場合にあっては、当該建物の敷地の区域を含む。)内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が当該重要施設の施設機能又は当該国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを、注視区域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、注視区域を指定する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長(当該注視区域に係る重要施設が国会議事堂である場合にあっては、衆議院議長及び参議院議長)に協議するとともに、土地等利用状況等審議会の意見を聴かなければならない。

3 内閣総理大臣は、注視区域を指定する場合には、その旨、その区域及びその指定が効力を生ずる日を官報で公示しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

二 注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項(当該指定に関し経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。)

三・四 (略)

(新設)

五 (略)

3 5 (略)

(注視区域の指定)

第五条 内閣総理大臣は、重要施設の敷地の周囲おおむね千メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が当該重要施設の施設機能又は当該国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを、注視区域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、注視区域を指定する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、土地等利用状況審議会の意見を聴かなければならない。

3 内閣総理大臣は、注視区域を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

(削る)

4| 内閣総理大臣は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、その指定された区域その他内閣府令で定める事項を関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

5| 前三項の規定は、注視区域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。この場合において、注視区域の指定の解除について準用するときは、第三項中「その旨、その区域」とあり、及び前項中「その指定された区域その他内閣府令で定める事項」とあるのは、「その旨」と読み替えるものとする。

(土地等利用状況調査)

第六条 内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用の状況についての調査(以下「土地等利用状況調査」という。)を行うものとする。

(注視区域内にある土地等の利用者に対する勧告及び命令)

第九条 内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用者が当該土地等を重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときは、土地等利用状況等審議会の意見を聴いて、当該土地等の利用者に対し、当該土地等を当該行為の用に供しないことその他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

4| 注視区域の指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

5| 内閣総理大臣は、第三項の規定による公示をしたときは、速やかに、その指定された区域その他内閣府令で定める事項を関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

6| 第二項から前項までの規定は、注視区域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。この場合において、注視区域の指定の解除について準用するときは、第三項中「その旨及びその区域」とあり、及び前項中「その指定された区域その他内閣府令で定める事項」とあるのは、「その旨」と読み替えるものとする。

(土地等利用状況調査)

第六条 内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用の状況についての調査(次条第一項及び第八条において「土地等利用状況調査」という。)を行うものとする。

(注視区域内にある土地等の利用者に対する勧告及び命令)

第九条 内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用者が当該土地等を重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときは、土地等利用状況審議会の意見を聴いて、当該土地等の利用者に対し、当該土地等を当該行為の用に供しないことその他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 (略)

(特別注視区域の指定)

第十二条 内閣総理大臣は、注視区域に係る重要施設が特定重要施設（重要施設のうち、その施設機能が特に重要なもの又はその施設機能を阻害することが容易であるものであつて、他の重要施設によるその施設機能の代替が困難であるものをいう。次項及び第十四条第一項第一号において同じ。）である場合又は注視区域に係る国境離島等が特定国境離島等（国境離島等のうち、その離島機能が特に重要なもの又はその離島機能を阻害することが容易であるものであつて、他の国境離島等によるその離島機能の代替が困難であるものをいう。同項第二号において同じ。）である場合には、当該注視区域を、特別注視区域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、特別注視区域を指定する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長（当該特別注視区域に係る特定重要施設が国会議事堂である場合にあっては、衆議院議長及び参議院議長）に協議するとともに、土地等利用状況等審議会の意見を聴かなければならない。

3 内閣総理大臣は、特別注視区域を指定する場合には、その旨、その指定に係る注視区域及びその指定が効力を生ずる日を官報で公示しなければならない。

(削る)

4 内閣総理大臣は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、そ

2 (略)

(特別注視区域の指定)

第十二条 内閣総理大臣は、注視区域に係る重要施設が特定重要施設（重要施設のうち、その施設機能が特に重要なもの又はその施設機能を阻害することが容易であるものであつて、他の重要施設によるその施設機能の代替が困難であるものをいう。次条第一項において同じ。）である場合又は注視区域に係る国境離島等が特定国境離島等（国境離島等のうち、その離島機能が特に重要なもの又はその離島機能を阻害することが容易であるものであつて、他の国境離島等によるその離島機能の代替が困難であるものをいう。同項において同じ。）である場合には、当該注視区域を、特別注視区域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、特別注視区域を指定する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、土地等利用状況審議会の意見を聴かなければならない。

3 内閣総理大臣は、特別注視区域を指定する場合には、その旨及びその指定に係る注視区域を官報で公示しなければならない。

4 特別注視区域の指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による公示をしたときは、速やかに、

の指定に係る注視区域その他内閣府令で定める事項を関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

5| (略)

6| 第二項から第四項までの規定は、特別注視区域の指定の解除について準用する。この場合において、第三項中「その旨、その指定に係る注視区域」とあり、及び第四項中「その指定に係る注視区域その他内閣府令で定める事項」とあるのは、「その旨」と読み替えるものとする。

7| 特別注視区域として指定された注視区域についてその指定が解除されたときは、当該特別注視区域は、その指定が解除されたものとみなす。この場合においては、第五項後段の規定を準用する。

(特別注視区域内における土地等の所有権の移転の届出)

第十三条 特別注視区域内にある土地等（その面積（建物にあつては、床面積。以下同じ。）が二百平方メートルを下回らない範囲内で政令で定める規模未満の土地等を除く。）の所有権の移転（契約その他の法律行為によるものに限る。以下同じ。）をする場合には、当事者は、内閣府令で定めるところにより、当該土地等の引渡し（当該土地等の所有権の移転が引渡しを伴わないものであるときは、当該土地等の所有権の移転の原因となる法律行為）をする時までに、内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は当該特別注視区域の指定が効力を生ずる前に当該土地等の所有権の移転の原因となる法律行為がされていた場合は、この限りでない。

一 当該土地等の所有権の移転について第十五条第一項の許可を受けな

その指定に係る注視区域その他内閣府令で定める事項を関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

6| (略)

7| 第二項から第五項までの規定は、特別注視区域の指定の解除について準用する。この場合において、第三項中「その旨及びその指定に係る注視区域」とあり、及び第五項中「その指定に係る注視区域その他内閣府令で定める事項」とあるのは、「その旨」と読み替えるものとする。

8| 特別注視区域として指定された注視区域についてその指定が解除されたときは、当該特別注視区域は、その指定が解除されたものとみなす。この場合においては、第六項後段の規定を準用する。

(特別注視区域内における土地等に関する所有権等の移転等の届出)

第十三条 特別注視区域内にある土地等（その面積（建物にあつては、床面積。第二号において同じ。）が二百平方メートルを下回らない範囲内で政令で定める規模未満の土地等を除く。以下この項及び第三項において同じ。）に関する所有権又はその取得を目的とする権利（以下この項において「所有権等」という。）の移転又は設定をする契約（予約を含み、当該契約に係る土地等に関する所有権等の移転又は設定を受ける者が国、地方公共団体その他政令で定める者である契約その他当該契約による土地等に関する所有権等の移転又は設定後における当該土地等が特定重要施設の施設機能又は特定国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されるおそれが少ないものとして政令で定める契約を除く。以下この条及び第二十六条第一号において「土地等売買等契約」という。）

なければならない場合

二 当該土地等の所有権の移転を受ける者が国又は地方公共団体である場合

三 当該土地等の所有権の移転の原因が遺贈若しくは相続分の譲渡（いずれも相続人に対するものに限る。）又は遺産の分割である場合

四 その他政令で定める場合

2 前項の規定による届出をする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体（以下「法人等」という。）にあつては代表者の氏名

二 当該土地等の所在及び面積

三 所有権の移転の原因となる法律行為の内容

四 所有権の移転後における当該土地等の利用目的

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

（削る）

を締結する場合には、当事者は、次に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該土地等売買等契約の対象となる土地等の所在及び面積

三 当該土地等売買等契約の目的となる土地等に関する所有権等の種別及び内容

四 当該土地等売買等契約による土地等に関する所有権等の移転又は設定後における当該土地等の利用目的

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前項の規定は、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停その他の政令で定める事由により土地等売買等契約を締結する場合には、適用しない。

3 特別注視区域内にある土地等について、前項に規定する事由により土地等売買等契約を締結したときは、当事者は、当該土地等売買等契約を締結した日から起算して二週間以内に、第一項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。

°

3| 内閣総理大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る前項各号に掲げる事項についての調査を行うものとする。

4| (略)

第五章 規制区域

(規制区域の指定)

第十四条 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該特別注視区域を、規制区域として指定することができる。

- 一 特別注視区域に係る特定重要施設が特別特定重要施設（特定重要施設（防衛関係施設又は海上保安庁の施設であつて、その施設機能が特に重要なものに限る。）のうち、その周辺の区域内にある土地等から発見困難方法（事前に発見することが特に困難な方法をいう。以下この号において同じ。）により行われる行為によつてもその施設機能に係る施設又は物件を損壊して当該施設機能を著しく阻害することが可能であり、かつ、当該損壊により当該施設機能が著しく阻害された場合にこれを回復させることが困難であるものをいう。以下同じ。）であつて、当該特別注視区域内にある土地等が発見困難方法により当該特別特定重要施設の施設機能に係る施設又は物件を損壊する行為の用に供されることを特に防止する必要がある場合

- 二 特別注視区域に係る特定国境離島等が特別特定国境離島（特定国境離島等である国境離島であつて、その国境離島機能が特に重要なもの

4| 内閣総理大臣は、第一項又は前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る第一項各号に掲げる事項についての調査を行うものとする。

5| (略)

(新設)

(新設)

のうち、当該国境離島の区域内に住所を有する者がなく、当該区域内にある土地等が当該国境離島の国境離島機能を著しく阻害する行為の用に供される場合においても当該行為を事前に発見することが特に困難であり、かつ、当該国境離島機能が著しく阻害された場合にこれを回復させることが困難であるものをいう。以下同じ。）であつて、当該特別注視区域内にある土地等が当該特別特定国境離島の国境離島機能を著しく阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要がある場合

2 | 内閣総理大臣は、規制区域を指定する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、土地等利用状況等審議会の意見を聴かなければならない。

3 | 内閣総理大臣は、規制区域を指定する場合には、その旨、その指定に係る特別注視区域及びその指定が効力を生ずる日を官報で公示しなければならない。

4 | 内閣総理大臣は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、その指定に係る特別注視区域その他内閣府令で定める事項を関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

5 | 第十二条第五項の規定は、規制区域の指定について準用する。この場合において、同項中「その指定」とあるのは、「その指定に係る特別注視区域の指定」と読み替えるものとする。

6 | 第二項から第四項までの規定は、規制区域の指定の解除について準用する。この場合において、第三項中「その旨、その指定に係る特別注視区域」とあり、及び第四項中「その指定に係る特別注視区域その他内閣

府令で定める事項」とあるのは、「その旨」と読み替えるものとする。

- 7 規制区域として指定された特別注視区域についてその指定が解除されたときは、当該規制区域は、その指定が解除されたものとみなす。この場合においては、内閣総理大臣は、その旨を官報で公示しなければならない。

（規制区域内における土地等の所有権の移転の許可）

第十五条 規制区域内にある土地等の所有権の移転をする場合には、当事者は、内閣府令で定めるところにより、当該土地等の引渡し（当該土地等の所有権の移転が引渡しを伴わないものであるときは、当該土地等の所有権の移転の原因となる法律行為）をする時までに、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は当該規制区域の指定が効力を生ずる前に当該土地等の所有権の移転の原因となる法律行為がされていた場合は、この限りでない。

- 一 当該土地等の所有権の移転を受ける者が国又は地方公共団体である場合

- 二 当該土地等の所有権の移転の原因が遺贈若しくは相続分の譲渡（いずれも相続人に対するものに限る。）又は遺産の分割である場合

- 三 その他政令で定める場合

- 2 前項の許可を受けなければならない所有権の移転は、当該許可を受けなければ、その効力を生じない。

（許可申請の手続）

（新設）

第十六条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記

(新設)

載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人等にあつては代表者の氏名

二 当該土地等の所在及び面積

三 所有権の移転の原因となる法律行為の内容

四 所有権の移転後における当該土地等の利用目的

五 所有権の移転を受ける者が法人等である場合にあっては、当該法人等の議決権を保有する者及び当該法人等の役員に関する事項として内閣府令で定めるもの

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

(許可基準)

第十七条 内閣総理大臣は、第十五条第一項の許可の申請が次の各号のい

(新設)

ずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該土地等の所有権の移転を受ける者が次のいずれかに該当するとき。

イ 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この号において

同じ。）の政府、政府機関、地方公共団体若しくは政党その他の政治団体（ハにおいて「政府等」という。）又は外国の政府の長その他の外国の政府若しくは政府機関の活動に特に重要な影響力を有する者として政令で定める者

ロ 外国の軍隊その他これに類する組織（ハ(1)及び(2)において「軍隊

等」という。)の活動に現に従事する者

ハ 外国の政府等との契約又は外国の法令その他これに類するものに基づき、次のいずれかに掲げる義務(第十四条第一項第二号に該当する規制区域にあつては、(3)に掲げる義務を除く。)を負う者

(1) 当該外国の軍隊等の活動を支援し、又はこれに協力する義務

(2) 当該外国の軍隊等による武力攻撃が発生した場合に、当該外国の政府等又は当該軍隊等による当該土地等の使用を受忍する義務

(3) 当該外国の政府等による情報収集活動(当該政府等が当該情報を取得することにより当該規制区域に係る特別特定重要施設の安全を損なうおそれがある情報の収集が、その対象から除外されていないものに限る。)に協力する義務

ニ 法人等であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 同一の外国に係るイからハまでに掲げる者が直接に保有する当該法人等の議決権の数と他の法人等を通じて間接に保有するものとして内閣府令で定めるその議決権の数とを合計した議決権の数がその議決権の総数の二分の一以上を占めるもの

(2) 同一の外国に係るイからハまでに掲げる者が当該法人等の役員の二分の一以上を占めるもの

二 前号に掲げる場合のほか、当該土地等の所有権の移転を受ける者が当該土地等を当該規制区域に係る特別特定重要施設の施設機能に係る施設若しくは物件を損壊する行為若しくは当該行為のための情報収集活動又は当該規制区域に係る特別特定国境離島の国境離島機能を著しく阻害する行為の用に供するおそれがあると認めるに足りる相当の理

由があるとき。

2 内閣総理大臣は、第十五条第一項の許可の申請が前項第一号に該当する場合であっても、当該土地等の所有権の移転を受ける者が当該土地等を同項第二号に規定する行為又は活動の用に供するおそれがないことが明らかであると認められる特別の事情があるときは、同項の規定にかかわらず、同条第一項の許可をすることができる。

3 内閣総理大臣は、第一項第二号に該当することを理由として不許可の処分をするときは、あらかじめ、土地等利用状況等審議会の意見を聴かなければならない。

(規制区域内にある土地等の所有権を合併等により取得した場合の届出等)

第十八条 法人等が規制区域内にある土地等の所有権を合併又は分割により取得したとき(当該規制区域の指定が効力を生ずる前に、当該合併に係る合併契約の締結又は当該分割に係る吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成がされていた場合を除く。)は、当該法人等は、内閣府令で定めるところにより、その取得の日から三十日以内に、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 当該法人等の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 当該土地等の所在及び面積

三 取得の原因

四 当該土地等の利用目的

五 当該法人等の議決権を保有する者及び当該法人等の役員に関する事

(新設)

項として内閣府令で定めるもの

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 内閣総理大臣は、前項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該法人等に対し、当該土地等の所有権を一年以内に譲渡すべきことを命ずることができる。

一 当該法人等が前条第一項第一号イからニまでのいずれかに該当するとき。

二 前号に掲げる場合のほか、当該法人等が当該土地等を前条第一項第二号に規定する行為又は活動の用に供するおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき。

3 前項の規定による命令は、第一項の規定による届出があつたときは、当該届出があつた日から三月以内にしなければならない。

4 前条第三項の規定は、第二項の規定による命令（同項第二号に該当するときに係るものに限る。）をする場合について準用する。

5 内閣総理大臣は、第二項の規定による命令をした場合において、同項各号のいずれにも該当しなくなったと認めるときは、当該命令を撤回しなければならない。ただし、第七項の規定による申立てをした後は、この限りでない。

6 第二項の規定による命令を受けた法人等は、当該命令を受けた後六月を経過したときは、当該土地等の所有権（建物の所有権にあつては、当該建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権を含む。）について競売の申立てをすることができる。

7 内閣総理大臣は、第二項の規定による命令を受けた法人等が当該土地

等の所有権を同項の期間内に譲渡しなかったときは、その期間経過後三月以内に限り、当該土地等の所有権（建物の所有権にあつては、当該建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権を含む。）について競売の申立てをすることができる。ただし、次の各号に掲げる場合には、その期間を経過した後であっても、当該各号に定める日から一月以内に限り、当該申立てをすることができる。

一 当該法人等以外の者が当該土地等の所有権の登記名義人となつてい
ることその他の事由により、当該申立てをすることができないとき
当該申立てをすることができるようになつた日

二 前項の規定による申立てに基づく競売の開始決定がされているとき
当該申立てが取り下げられ、又は当該競売の手續が取り消された日
（規制区域内にある土地等を所有する法人等の支配関係に変動があつた
場合の届出等）

第十九条 規制区域内にある土地等を所有する法人等は、次の各号のい
れかに掲げる事由が生じたことにより第十七条第一項第一号二に該当す
るに至つたとき（当該各号に掲げる事由が生ずる原因となつた事実の全
てが当該規制区域の指定が効力を生ずる前に生じていた場合を除く。）
は、内閣府令で定めるところにより、その事実を知つた日から三十日以
内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 当該法人等の議決権を直接若しくは間接に保有する者の構成又はそ
の保有割合に変更があつたとき。

二 当該法人等の役員の構成に変更があつたとき。

（新設）

2 内閣総理大臣は、規制区域内にある土地等を所有する法人等について

前項各号のいずれかに掲げる事由が生じたことにより次の各号のいずれかに該当するに至ったと認めるとき（同項各号に掲げる事由が生ずる原因となった事実の全てが当該規制区域の指定が効力を生ずる前に生じていた場合を除く。）は、当該法人等に対し、当該土地等の所有権を一年以内に譲渡すべきことを命ずることができる。

一 当該法人等が第十七条第一項第一号二に該当するとき。

二 前号に掲げる場合のほか、当該法人等が当該土地等を第十七条第一項第二号に規定する行為又は活動の用に供するおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき。

3 第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る事実に基づいて前項の規定による命令をするときは、当該命令は、当該届出があつた日から三月以内にしなければならない。

4 第十七条第三項の規定は、第二項の規定による命令（同項第二号に該当するときに係るものに限る。）をする場合について準用する。

5 内閣総理大臣は、第二項の規定による命令をした場合において、同項各号のいずれにも該当しなくなったと認めるときは、当該命令を撤回しなければならない。ただし、次項において準用する前条第七項の規定による申立てをした後は、この限りでない。

6 前条第六項及び第七項の規定は、第二項の規定による命令があつた場合について準用する。

（規制区域内における土地等の使用収益権の設定又は移転の届出）

第二十条 規制区域内にある土地等の地上権その他の使用及び収益を目的

(新設)

とする権利(以下この条及び第三十三条において「使用収益権」という。)
の設定又は移転(契約その他の法律行為によるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)をしたときは、当事者は、内閣府令で定めるところにより、その設定又は移転の日から十五日以内に、内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は当該規制区域の指定が効力を生ずる前に当該土地等の使用収益権の設定若しくは移転の原因となる法律行為がされていた場合は、この限りでない。

一 当該土地等の使用収益権の設定又は移転を受けた者が国又は地方公共団体である場合

二 当該土地等の使用収益権の移転の原因が遺贈若しくは相続分の譲渡(いずれも相続人に対するものに限る。)又は遺産の分割である場合

三 その他政令で定める場合

2 前項の規定による届出をする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人等にあつては代表者の氏名

二 当該土地等の所在及び面積

三 使用収益権の設定又は移転の原因となる法律行為の内容

四 使用収益権の設定又は移転後における当該土地等の利用目的

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、当該届出

に係る前項各号に掲げる事項についての調査を行うものとする。

- 4 第七条及び第八条の規定は、前項の規定による調査について準用する。

(規制区域内にある土地等の利用者に対する命令等)

第二十一条 内閣総理大臣は、第九条の規定にかかわらず、規制区域内にある土地等の利用者が当該土地等を当該規制区域に係る特別特定重要施設の施設機能に係る施設若しくは物件を損壊する行為又は当該規制区域に係る特別特定国境離島の国境離島機能を著しく阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認める場合において、当該施設機能又は国境離島機能に回復させることが困難な著しい障害が生ずることを避けるため緊急の必要があるときは、当該土地等の利用者に対し、当該土地等をこれらの行為の用に供しないことその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 第十条及び第十一条の規定は、前項の規定による命令があつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「注視区域」とあるのは、「規制区域」と読み替えるものとする。

(立入調査等)

第二十二条 内閣総理大臣は、規制区域内にある土地等について、土地等利用状況調査又はこの章の規定の施行のため必要があると認めるときは、その職員に、当該土地等に立ち入り、当該土地等の利用の状況について必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。ただし、

(新設)

(新設)

個人の住居は、その居住者の承諾を得た場合又はこの章の規定の施行のため特に緊急の必要がある場合でなければ、立ち入らせてはならない。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(警察庁長官の意見の陳述等)

第二十三条 警察庁長官は、規制区域内にある土地等の利用者が当該土地等を第十七条第一項第二号に規定する行為又は活動の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認める場合において、第九条第一項の規定による勧告又は第二十一条第一項の規定による命令をすべきであると思料するときは、内閣総理大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。

2 警察庁長官は、前項の規定により意見を述べるため必要な限度において、規制区域内にある土地等の利用者その他の関係者に対し当該土地等の利用に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は相当と認める都道府県警察に必要な調査を行うことを指示することができる。

3 前項の規定による指示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長は、同項の調査を行うため特に必要があると認めるときは、あらかじめ警察庁長官の承認を得て、その職員に、規制区域内にある土地等に立ち入り、当該土地等の利用の状況について必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。この場合においては、前条第一項

(新設)

ただし書、第二項及び第三項の規定を準用する。

4 警察庁長官は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第六章 土地等利用状況等審議会

(土地等利用状況等審議会の設置)

第二十四条 内閣府に、土地等利用状況等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 危機管理行政機関の庁舎及び生活関連施設に関し、第二条第六項に規定する事項を処理すること。

二 注視区域の指定に関し、第五条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

三 (略)

四 特別注視区域の指定に関し、第十二条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

五 規制区域の指定に関し、第十四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

六 規制区域内にある土地等の所有権の移転の許可並びに第十八条第二項及び第十九条第二項の規定による命令に関し、第十七条第三項（第十八条第四項及び第十九条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

第五章 土地等利用状況審議会

(土地等利用状況審議会の設置)

第十四条 内閣府に、土地等利用状況審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 生活関連施設に関し、第二条第六項に規定する事項を処理すること。

二 注視区域の指定に関し、第五条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

三 (略)

四 特別注視区域の指定に関し、第十二条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

(新設)

(新設)

七 (略)

第二十五条・第二十六条 (略)

(委員の任期等)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 専門委員は、その者の任命に係る第二十五条第二項の専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 (略)

第二十八条～第三十条 (略)

第七章 雑則

第三十一条・第三十二条 (略)

(国による土地等の買取り等)

第三十三条 国は、注視区域内にある土地等であつて、重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため国が適切な管理を行う必要があると認められるものについては、当該土地等の所有権又は使用収益権の買取りその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

五 (略)

第十五条・第十六条 (略)

(委員の任期等)

第十七条 (略)

2 (略)

3 専門委員は、その者の任命に係る第十五条第二項の専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 (略)

第十八条～第二十条 (略)

第六章 雑則

第二十一条・第二十二条 (略)

(国による土地等の買取り等)

第二十三条 国は、注視区域内にある土地等であつて、重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため国が適切な管理を行う必要があると認められるものについては、当該土地等の所有権又は地上権その他の使用及び収益を目的とする権利の買取りその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(注視区域内にあるものとみなされる土地等)

第三十四条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める土地等の全部が注視区域（当該注視区域が特別注視区域又は規制区域として指定されている場合における当該特別注視区域又は規制区域を含む。以下この条において同じ。）内にあるものとみなして、この法律の規定を適用する。

- 一 一筆の土地の一部が注視区域内にあるとき 当該土地
- 二 注視区域内にある土地が分筆されたとき 当該分筆後の土地
- 三 一棟の建物の一部が注視区域内にあるとき 当該建物

(規制区域内にある土地等の登記)

第三十五条 規制区域内にある土地等の表示に関する登記の登記事項は、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二十七条各号及び第三十四条第一項各号又は第四十四条第一項各号に掲げるもののほか、規制区域内にある土地又は建物である旨とする。

2 内閣総理大臣は、第十四条第三項又は同条第五項において準用する第十二条第五項の規定による公示をしたときは、その指定又は区域の変更により規制区域内にある土地等となる土地等について、速やかに、規制区域内にある土地又は建物である旨の登記を登記所に嘱託しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定によるほか、土地等が規制区域内にある土地等となったことを認めたときは、当該土地等について、速やかに、

(新設)

(新設)

規制区域内にある土地又は建物である旨の登記を登記所に嘱託しなければならぬ。

4 内閣総理大臣は、第十四条第六項において準用する同条第三項若しくは同条第七項又は同条第五項において準用する第十二条第五項の規定による公示をしたときは、その指定の解除又は区域の変更により規制区域内にある土地等でなくなった土地等について、速やかに、規制区域内にある土地又は建物である旨の登記の抹消を登記所に嘱託しなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定によるほか、土地等が規制区域内にある土地等でなくなったことを認めたときは、当該土地等について、速やかに、規制区域内にある土地又は建物である旨の登記の抹消を登記所に嘱託しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、規制区域内にある土地等の登記に関し必要な事項は、法務省令で定める。

第三十六条 (略)

第八章 罰則

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項の規定に違反して、許可を受けないで規制区域内にある土地等を引き渡し、若しくはその引渡しを受け、又は当該土地等

第二十四条 (略)

第七章 罰則

(新設)

の所有権の移転の原因となる法律行為をしたとき。

二 偽りその他不正の手段により第十五条第一項の許可を受けたとき。

第三十八条 第九条第二項又は第二十一条第一項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定に違反して、届出をしないで特別注視区域内にある土地等を引き渡し、若しくはその引渡しを受け、又は当該土地等の所有権の移転の原因となる法律行為をしたとき。

二 第十八条第一項、第十九条第一項又は第二十条第一項の規定に違反して、届出をしなかったとき。

三 第十三条第一項、第十八条第一項、第十九条第一項又は第二十条第一項の規定による届出について、虚偽の届出をしたとき。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条（第十三条第四項及び第二十条第四項において準用する場合

第二十五条 第九条第二項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定に違反して、届出をしないで土地等売買等契約を締結したとき。

二 第十三条第三項の規定に違反して、届出をしなかったとき。

三 第十三条第一項又は第三項の規定による届出について、虚偽の届出をしたとき。

第二十七条 第八条（第十三条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は第八条の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

（新設）

を含む。)若しくは第二十三条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又はこれらの規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

二 第二十二條第一項若しくは第二十三條第三項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第四十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十七條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(新設)

第二十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

改 正 案	現 行
（任務及び所掌事務） 第五条（略） 2・3（略） 4 国家公安委員会は、第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。 一五（略） 六 次のいずれかに該当する広域組織犯罪その他の事案（以下「広域組織犯罪等」という。）に対処するための警察の態勢に関すること。 イ・ロ（略） ハ サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）が害されることその他情報技術を用いた不正な行為により生ずる個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案（以下この号及び第二十五条第一号において「サイバー事案」という。）のうち次のいずれかに該当するもの（<u>第十七号</u>及び第六十一条の三において「重大サイバー事案」という。） (1) (3)（略）	（任務及び所掌事務） 第五条（略） 2・3（略） 4 国家公安委員会は、第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。 一五（略） 六 次のいずれかに該当する広域組織犯罪その他の事案（以下「広域組織犯罪等」という。）に対処するための警察の態勢に関すること。 イ・ロ（略） ハ サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）が害されることその他情報技術を用いた不正な行為により生ずる個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案（以下この号及び第二十五条第一号において「サイバー事案」という。）のうち次のいずれかに該当するもの（<u>第十六号</u>及び第六十一条の三において「重大サイバー事案」という。） (1) (3)（略）

七〇十五 (略)

十六 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査並びに利用及び取得の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）の規定に基づく意見の陳述その他の活動に關すること。

十七〇二十八 (略)

五〇七 (略)

(監察の指示等)

第十二条の二 国家公安委員会は、第五條第四項第二十七号の監察について必要があると認めるときは、警察庁に対する同項の規定に基づく指示を具体的又は個別的な事項にわたるものとすることができる。

二〇三 (略)

(管区警察局の設置)

第三十條 警察庁に、その所掌事務のうち、第五條第四項第二号、第四号から第十六号まで、第十九号から第二十二号まで及び第二十五号から第二十八号までに掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機關として、管区警察局を置く。

二 (略)

(関東管区警察局の所掌事務の特例)

第三十條の二 前條の規定にかかわらず、関東管区警察局は、全国を管轄区域として、警察庁の所掌事務のうち第五條第四項第十七号に掲げるも

七〇十五 (略)

(新設)

十六〇二十七 (略)

五〇七 (略)

(監察の指示等)

第十二条の二 国家公安委員会は、第五條第四項第二十六号の監察について必要があると認めるときは、警察庁に対する同項の規定に基づく指示を具体的又は個別的な事項にわたるものとすることができる。

二〇三 (略)

(管区警察局の設置)

第三十條 警察庁に、その所掌事務のうち、第五條第四項第二号、第四号から第十五号まで、第十八号から第二十一号まで及び第二十四号から第二十七号までに掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機關として、管区警察局を置く。

二 (略)

(関東管区警察局の所掌事務の特例)

第三十條の二 前條の規定にかかわらず、関東管区警察局は、全国を管轄区域として、警察庁の所掌事務のうち第五條第四項第十六号に掲げるも

のに係るものを分掌する。

(東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部)

第三十三条 警察庁に、その所掌事務のうち、東京都及び北海道の区域における第五条第四項第二十号及び第二十一号に掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機関として、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部を置く。

2・3 (略)

(警察官の職権行使)

第六十四条 第五条第四項第十七号に掲げるものに係る事務に関して必要な職務を行う警察官は、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該職務に必要な限度で職権を行うものとする。

2 (略)

のに係るものを分掌する。

(東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部)

第三十三条 警察庁に、その所掌事務のうち、東京都及び北海道の区域における第五条第四項第十九号及び第二十号に掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機関として、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部を置く。

2・3 (略)

(警察官の職権行使)

第六十四条 第五条第四項第十六号に掲げるものに係る事務に関して必要な職務を行う警察官は、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該職務に必要な限度で職権を行うものとする。

2 (略)

改 正 案	現 行
（所掌事務） 第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。 一〇三十二（略） 三十三 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査並びに利用及び取得の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）に基づく重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止のための基本的な政策に関する事項 三十四〇三十七（略） 2（略） 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇三十七（略） 二十七の二 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査並びに利用及び取得の規制等に関する法律に基づく土地等の利用状況の調査並びに利用及び取得の規制等に関すること。	（所掌事務） 第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。 一〇三十二（略） 三十三 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）に基づく重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止のための基本的な政策に関する事項 三十四〇三十七（略） 2（略） 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇三十七（略） 二十七の二 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に基づく土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関すること。

二十七の三ゝ六十三 (略)

(設置)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(略)	土地等利用状況等審議会	(略)
(略)	重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査並びに利用及び取得の規制等に関する法律	(略)

二十七の三ゝ六十三 (略)

(設置)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(略)	土地等利用状況審議会	(略)
(略)	重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律	(略)